

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年11月14日

長野県企業局電気事業課長

1 業務の概要

(1) 業務名

越百のしずく発電所P P A売電業務

(2) 業務の目的

令和7年7月1日に運転開始を予定している新設の「越百のしずく発電所」（F I P取得予定）で発電した電力を、必要とする需要家にP P A方式により小売電気事業者を通して供給します。

(3) 業務内容

越百のしずく発電所で発電した電力の、再生可能エネルギーを必要とする需要家への供給

(4) 参加申込者

本公募型プロポーザル方式は、必ず「電力を使用する需要家」（以下「需要家」という。）及び「電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。）としての登録を受けている者」（以下「小売電気事業者」という。）の2者による連名の申込みであることを求めます。ただし、需要家については、複数者による共同の申込みも可能ですが、必ず同一の小売電気事業者と連名で申し込んでください。

また、同一の小売電気事業者が、複数の参加申込みをした場合は、当該小売電気事業者に係るすべての参加申込みを無効とします。需要家についても、同様とします。

(5) 仕様等

別添1「仕様書（案）」のとおり

(6) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア P P A条件等

売電価格（小売電気事業者に対するもの）

イ 経営状況等

需要家の電力の使用計画

ウ 需要家の2050ゼロカーボンに向けた取組

環境問題に対する理念・取組

脱炭素化推進に資するこれまでの取組

エ 需要家及び小売電気事業者の県施策への貢献・地域貢献等

広報・P Rに関する提案（本契約を機に新たに実施するもの）

県との連携及び地域貢献に関する提案（本契約を機に新たに実施するもの）

脱炭素化推進に資する取組（本契約を機に新たに実施するもの）

(7) 業務の実施場所

越百のしずく発電所（上伊那郡飯島町七久保3013-123）

(8) 履行期間

令和7年7月1日～令和10年6月30日

なお、越百のしずく発電所の運転開始が変更になった場合は、その運転開始の日から3年間

(9) 売電単価の下限（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

15円/kWh

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 需要家に求める要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

イ 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

エ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

(2) 小売電気事業者を求める要件

ア 小売電気事業者であること。

イ これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項の規定により国からその事業者名を公表された事業者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

エ 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- カ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- キ 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、様式1「参加申込書」、様式1の附表1（需要家用）及び附表2（小売電気事業者用）「参加申込書附表」並びに様式2及び様式3「誓約書」を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第1による。

(2) 参加申込書附表の作成様式

ア 需要家 様式1の附表1による。

イ 小売電気事業者 様式1の附表2による。

(3) 誓約書の作成様式

ア 需要家 様式2による。

イ 小売電気事業者 様式3による。

(4) 担当課（所）・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県企業局電気事業課 電 話 026-235-7375（直通） F A X 026-235-7388 電子メール kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和6年12月27日（金）（土曜日、日曜日及び休日[※]は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

※ 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部（正本1部）

エ 提出方法 正本は持参又は郵送とします。併せて電子データ（PDF）を電子メールで送付してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県企業局電気事業課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の

担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書、参加申込書附表及び誓約書に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)ア）の3日前までに、書面により長野県企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、様式4「参加辞退届」を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付時間 令和6年11月14日（木）から令和6年12月27日（金）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法 様式5「業務等質問書」をFAX又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 長野県企業局電気事業課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年1月7日（火）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式6「企画提案書」による。

(2) 企画書の作成様式

様式6の附表による。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 令和6年11月14日（木）から令和6年12月27日（金）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとし

ます。

エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年1月10日(金)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。)

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部(正本1部)

エ 提出方法 正本は持参又は郵送とします。併せて電子データ(PDF)を電子メールで送付してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県企業局電気事業課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

別紙「越百のしずく発電所PPA売電業務契約候補者選定基準」のとおりとします。

(6) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

イ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年1月17日(金) web会議にて実施予定

(ア) プレゼンテーションの時間、web会議の詳細については各参加者に個別に通知します。

(イ) プレゼンテーションの時間は20分以内でお願いします。その後企画提案評価会議の構成員から10分程度質疑を行います。

(ウ) 都合により実施日時は変更となる場合があります。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により長野県企業局電気事業課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企業局電気事業課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

ア (7)イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日
は除く。)

(9) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて
虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入
札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添2「越百のしずく発電所電力受給及びPPA2者契約書(案)」、別添3「越百のしずく
発電所PPA2者契約書(案)」及び別添4「越百のしずく発電所PPA3者契約書(案)」の
とおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた小売電気事業者は、通知を受けた日の翌日から起算
して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、様式7
「見積書」を長野県企業局電気事業課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示し
た辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加に
ついて不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、
長野県公式ホームページに掲載します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局電気事業課
電 話 026-235-7375 (直通)
F A X 026-235-7388
電子メール kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

【添付資料】

別紙 越百のしずく発電所 P P A 売電業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点

様式 1 参加申込書

様式 1 の附表 1 (需要家用) 参加申込書附表

様式 1 の附表 2 (小売電気事業者用) 参加申込書附表

様式 2 (需要家用) 誓約書

様式 3 (小売電気事業者用) 誓約書

様式 4 参加辞退届

様式 5 業務等質問書

様式 6 企画提案書

様式 6 の附表

様式 7 見積書

別添 1 越百のしずく発電所電力受給及び P P A 仕様書 (案)

別添 2 越百のしずく発電所電力受給及び P P A 2 者契約書 (案)

別添 3 越百のしずく発電所 P P A 2 者契約書 (案)

別添 4 越百のしずく発電所 P P A 3 者契約書 (案)